

令和4年度 埼玉県立桶川西高等学校 欠員補充 生徒募集要項

普通科

1 募集人員

普通科 第1学年 34名

2 出願資格

出願資格は次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者とする。ただし、いずれかの県公立高等学校の入学許可候補者となった者は、出願することはできない。

- (1) 令和4年3月31日までに中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校を卒業する見込みの者、または中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校を卒業した者、または中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者

3 「選抜の基本方針」

- (1) 学力検査と調査書の記録をバランスよくみる。
- (2) 面接を実施し、受検生の意欲・態度を評価する。
- (3) 調査書の「特別活動等の記録」特に、部活動・生徒会活動等に積極的に取り組んだ者の選抜に配慮する。

出願手続等

1 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書、受検票

イ 入学選考手数料

志願者は、入学選考手数料(2,200円)として、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出する。

ウ 調査書

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出期間及び受付時間

	志願者が提出するもの 入学願書 受検票 調査書	中学校長が提出するもの 学習の記録等学年内評価分布表 学習の記録等一覧表
提出期間 及び 受付時間	令和4年3月10日(木) ～3月11日(金) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	速やかに提出する。
提出方法	本校事務室窓口を持参する	○持参する場合 本校事務室に提出する。 ○郵送する場合 「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表在中」と朱書きすること。ただし、一般募集ですでに提出している場合は提出する必要はない。

(注) 関係書類を一括して提出すること。

(3) 受検票の交付

本校校長は、「入学願書」等を受理した後、所定の「受検票」を交付する。

2 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

3 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び受検票をすみやかに本校校長に提出すること。

4 学力検査

- (1) 志願者は、令和4年3月17日(木)に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
- (3) 学力検査は、国語、数学、英語の3教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。
- (4) 学力検査は、本校において行う。集合時刻は、午前9時30分とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時 間	9:35~9:40	10:00~10:50 (50分)	休	11:00~11:50 (50分)	昼	12:40~13:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国 語	憩	数 学	食	英 語

(6) 携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、弁当、上ばき、マスク

○検査時に使用を認めるもの

鉛筆(シャープペンシルも可とする。)、消しゴム、計時機能のみの時計

※受検会場に時計はあります。

○携行してはいけないもの

学力検査に必要なもの

学力検査の公平性を損なうおそれのあるもの

(例) 下敷き、和歌や格言等が印刷された鉛筆等、色鉛筆、蛍光ペン、ボールペン、計算機、計算機能や辞書機能等のある時計、携帯電話等の電子機器類(時計代わりの使用も認めない。)

5 面接

- (1) 面接は、個人面接とする。
- (2) 本校において、令和4年3月17日(木)の学力検査後、13時40分から実施する。

6 入学許可候補者の発表

- (1) 日時 令和4年3月23日(水)午前9時
- (2) 場所 本校内特設掲示板に受検番号を掲示する。
- (3) 入学許可候補者は、発表当日の午前9時から午前10時までに、「受検票」を提示し、「選抜結果通知書」及び必要書類を受け取る。
- (4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」を出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

7 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の欠員補充受検の扱い

(1) 保健所から、新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている志願者は、欠員補充（面接を含む）を受検することができない。

（次の(7)、(i)のいずれかに該当する者をいう。）

(7) 新型コロナウイルス感染症の陽性者

(i) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（一定の条件を満たす濃厚接触者は除く。）

※一定の条件を満たす濃厚接触者とは、以下の条件を満たす志願者のことをいう。

・当日も無症状である。

・初期スクリーニングの結果、陰性である。

ただし、以下の場合も受検を可能とする。

(a)自治体等によるPCR検査が受けられない場合は、抗原定性検査キットによる陰性確認をもって、受検を可能とする。

(b)抗原定性検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、受検を可能とする。

・検査当日、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。

一定の条件を満たす濃厚接触者が受検する場合、志願者又は出身中学校長から本校校長にその旨連絡をすること。

なお、欠員補充当日に、新型コロナウイルス感染症に関係して、欠員補充を受検することができなかった場合は、調査書等を用いた選抜とする。

(2) 一定の条件を満たす濃厚接触者の受検生の面接は、感染防止の観点から実施しないこととする。なお、面接を受けないことで受検者が不利にならないよう適切に選抜を行う。